

市政を支える大切な財源

## 市・県民税の仕組み

市では、皆さんの生活に直接結びついた幅広い仕事を行っています。市税は、これらの経費を賄う上で最も大きな割合を占める大切な財源です。

市税に対する理解を深めるため、個人の市・県民税(住民税)の仕組みを紹介します。

### 市・県民税の仕組み

#### 均等割と所得割

個人の市・県民税は、均等割と所得割で構成されており、賦課期日(1月1日)現在市内に住所のある方は、収入や所得控除の状況に応じて、均等割と所得割が課税されます。

また、賦課期日現在、市内に事務所、事業所または家屋敷のある方で、事務所などのある区内に住所のない方には、事務所などのある区で均等割が課税されます。

- 均等割** 一定以上の所得の方が、均等(年間で市民税3,500円、県民税1,500円)に納めるものです。
- 所得割** 一定以上の所得の方が、所得額に応じて納めるものです。

#### 均等割・所得割とも課税されない方

次のいずれかに該当する方には、市・県民税は課税されません。

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 障害者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方
- 前年の合計所得金額が、次の計算式で求めた金額以下の方

$$35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{控除対象扶養親族数} + 16\text{歳未満の扶養親族数} + 1) + 21万円*$$

#### 所得割が課税されない方

前年の総所得金額等が、次の計算式で求めた金額以下の方には、所得割は課税されません。

$$35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{控除対象扶養親族数} + 16\text{歳未満の扶養親族数} + 1) + 32万円*$$

\*計算式中の21万円と32万円は、同一生計配偶者、控除対象扶養親族および16歳未満の扶養親族がいる場合に加算します。

### よくある質問に担当者がお答えします

#### ★千葉市に引っ越してきた場合…



2020年1月21日にA市から千葉市へ引っ越しました。2020年度の市・県民税はどちらの市へ納めるのでしょうか。

2020年1月1日現在の住所がA市であるため、A市に納めることになります。



#### ★退職時に一括して納税したのに、納税通知書が送られてくるの？



2019年度中に退職し、退職時に一括して市・県民税を納めました。ところが、2020年度も納税通知書が送られてくるそうです。どうしてでしょうか。

退職時に一括して支払った市・県民税は、本来、毎月の給与から天引きされるはずだった2019年度分の残額です。2019年1月から退職時までの給与所得などに対する市・県民税は翌年に課税されますので、2020年度分の納税通知書が送られます。



### 納税通知書

#### 通知書の発送は、6月10日(水)です

今年度の市民税・県民税納税通知書を、6月10日(水)に発送します。なお、災害や生活困窮などの事情により、市・県民税の納税が困難な場合は、納期限の延長や減免を受けられる場合があります。詳しくは、市税事務所市民税課個人市民税班へお問い合わせください。

### 納税方法

状況によって納税方法が異なります。

#### 給与所得がある方

会社員などの給与所得者は、6月から翌年5月までの12回に分けて、給与からの天引き(特別徴収)で納めます(均等割のみの方は1回払い)。

#### 公的年金収入がある方

公的年金の受給者で、一定条件を満たす方は、6回に分けて公的年金からの天引きで納めます。

#### 自営業の方など

市税事務所から送付される市・県民税納付書または口座振替(普通徴収)で、年4回に分けて納めます(均等割のみの方は1回払い)。

### 所得証明書

#### 所得証明書の交付開始日は、6月10日(水)です

今年度分の所得証明書は、6月10日(水)から市税事務所市民税課、区役所市民総合窓口課、市税出張所、市民センターおよびコンビニエンスストアで発行します。ただし、給与からの天引きのみの方については、コンビニエンスストアを除いて5月12日から発行しています。

### 3月17日以降に

#### 所得税および市・県民税の申告書を提出した場合

今年度は、新型コロナウイルス感染防止対策として、所得税および市・県民税の申告期限を延長しています。

3月17日以降に申告書を提出した場合、納税通知書に申告内容を反映できない場合があります。

該当する方には、税額変更を行った上で、変更通知書をお送りします。

### 市税の使いみちポータルサイトをご活用ください

市では、税収に応じた予算で、社会保障や教育、都市基盤整備などの行政サービスを行い、皆さんに還元しています。

市税の使いみちポータルサイトは、皆さんがどれだけの税金、公共料金などを負担し、どれだけの公的サービスを受けているのか、一目でわかるサービスです。

例えば、7種類の家族構成別モデルケースごとに、受益するサービスと負担する費用のイメージがわかります。

ぜひ、ご活用ください。 [千葉市 市税の使いみち](#)



市税事務所市民税課(市・県民税の課税内容=個人市民税班 所得証明書=管理班)

東部(中央・若葉・緑区)個人市民税班 ☎233-8140 管理班 ☎233-8137 233-8354

西部(花見川・稲毛・美浜区)個人市民税班 ☎270-3140 管理班 ☎270-3137 270-3227